

Title	台湾収集の民国期南京における旗地関係档案
Author(s)	大坪, 慶之
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター = 近代東亞土地調査事業研究通訊 = Comparative Study of Cadastral Survey in Modern East Asia, News Letter. 3 P.79-P.90
Issue Date	2008-03
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/26986">http://hdl.handle.net/11094/26986</a>
DOI	
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 台湾収集の民国期南京における旗地関係档案

大坪慶之

(作図協力 山本一)

## はじめに

民国期の南京では、近代的な土地所有制度の確立に向けた様々な政策が実施された。その際には、伝統的な土地所有制度下における複雑な権利関係を、土地測量や所有権等の登記を進めつつ、いかに整理していくかが課題となっていた。整理の対象とされた土地の一つに、江寧駐防八旗の旗地があった<sup>1</sup>。南京では、旗人の旗地に対する権利は重層的なものであったため、土地所有権を排他的に確定する過程で多くの問題が発生した<sup>2</sup>。そこでは旗地に対する権利が、旗人・南京市政府土地局により、歴史的背景・現状など様々な角度から主張された。そのため旗地の整理状況を、旗人の持つ権利・財産についての主張を通してみるにより、南京市政府の進めた土地整理の実態のみならず、辛亥革命後に旗人が生活の糧を得ていた方法が、具体像を伴う形で明らかになってくる。

旗地整理の過程については、その一端が『南京市政府公報』に掲載された法令<sup>3</sup>などから窺えるが、全貌に関しては不明な点が多く残されている。また近年公開が進む档案資料については、いまだ本格的な調査がなされておらず、各文書館にどの程度の資料が存在するか分かっていない。そこで本稿では、台湾で収集した民国期の南京における旗地関係档案の所蔵状況を報告するとともに、内容の一部を紹介することにしたい。

## 1. 南京の旗地

南京の旗地問題については、1930年代に、国民党高級官僚養成機関である中央政治学校地政学院によって検討され、その成果として萬国鼎『南京旗地問題』が出版された<sup>4</sup>。近年これを主要資料として、山本真・馬学強の両氏が、民国期南京の旗地に関する研究に着手している [山本 2006/馬 2005]。ここでは両氏の研究をもとに、本稿で紹介する档案が作成された背景を概観しよう。

### (1) 旗地の来歴

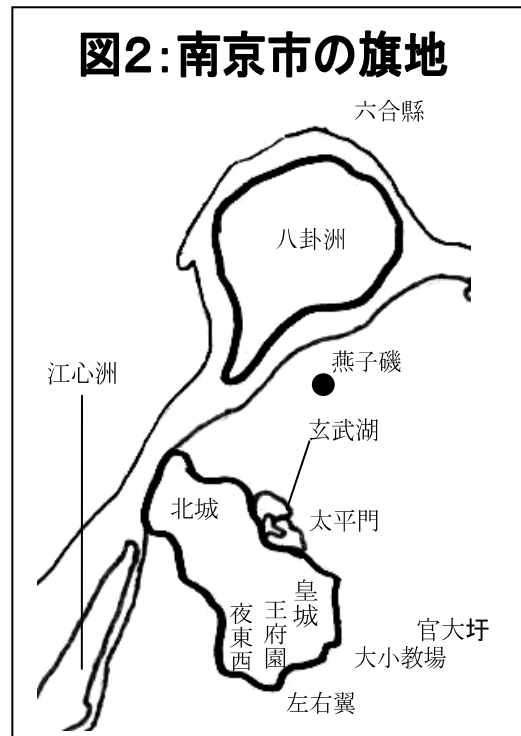
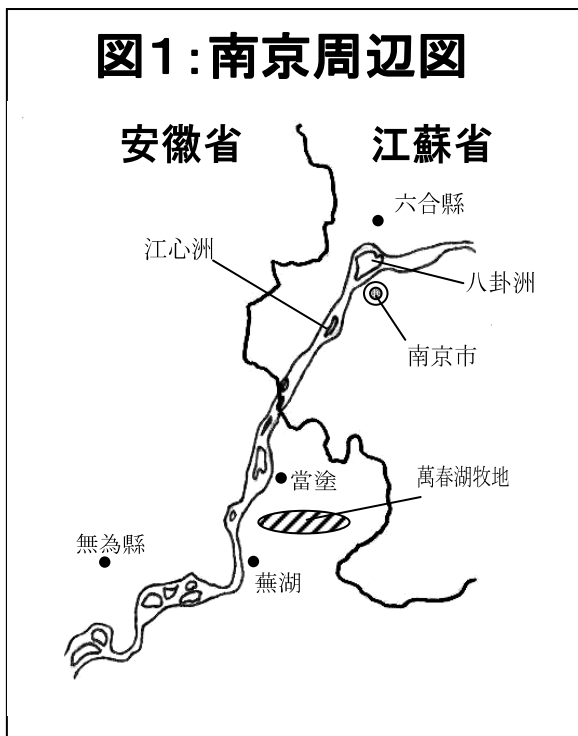
1645(順治二)年、清朝の南京占領に伴い江寧駐防八旗が創設された。八旗旗營は旧明の皇城に置かれ、兵丁も家族とともにそこに居住した。彼らの生計を支えた収入には、俸餉があり、馬甲一人あたり月餉二両・米二石五斗、歩甲一人あたり月餉一両・米三斗と定められていた。これに加えて、旗人には旗地からの収入もあり、旗員には園地 60~180 畝、兵・壯丁には地 30 畝を給すると定められていた。

<sup>1</sup> 旗地とは、清朝が旗人に支給した土地であり、旗人は旗地からの収入を、生計費および軍役に従事するための諸経費にあてていたと一般的に言われている。なお南京においては、後述するごとく、清朝が支給した土地以外に、旗人が自ら購入した土地も存在していた。

<sup>2</sup> 山本 2006、pp.44-48/馬 2005、pp.121-124 が、旗地の整理に関わる紛糾について検討している。

<sup>3</sup> 例えば、「南京市市有旗地処理辦法」『南京市政府公報』3-6、1947年、pp.202-204がある。

<sup>4</sup> 萬国鼎『南京旗地問題』南京、正中書局、1935年(中央政治学院研究報告之二)。



※図1 譚其驤（他編）『中国歴史地図集』第八冊 清時期、pp.16-17 をもとに加工。

※図2 江蘇省測絵局・南京師範大学（編）『江蘇省地図冊』広東省地図出版社、1984年、p.22 をもとに加工。

江寧駐防八旗の旗地は、大別して、①南京城内旗地、②南京城外旗地、③萬春湖牧地、④八卦洲、以上四つが存在した。①南京城内旗地には、皇城・王府園・北城・夜東・夜西の五箇所があった。皇城は、もと明朝皇城の所在地で清代には駐防城と呼ばれ、八旗の將軍・都統等の官署が置かれていた。皇城内はさらに旗人の居住区がある高園、太平天国の後、旗人に受領させた上で漢人に貸し出していた矮園、清末に漢人に開墾させた新統、の三つに分かれていた。②南京城外旗地には、大教場・小教場（習武の地）、官大圩、左翼・右翼（蒙古八旗の駐在した地）、太平門の六箇所があった（図2参照）。

③萬春湖牧地は、康熙初年に戦馬のための土地として成立し、安徽省の蕪湖と當塗との間に位置した（図1参照）。牧地は、太平天国以降長らく荒廃したため流民が入り込み、その結果として開墾が進んだ。その後、牧地を屯墾地に改めて旗人の生計に供することになったが、開発は順調には進まなかった。

④八卦洲は、南京の北方、長江に浮かぶ巨大な沙洲である（図2参照）。これは乾隆年間に江寧駐防官兵が出資購入した、八旗公共の私産と呼べるものである。清代の八卦洲は、それほど開発が進んでおらず、蘆葦が旗人の炊事の燃料に供されていた。

## (2) 民国期における旗地の整理

辛亥革命後の北洋政府時代（1912～26年）、江寧駐防八旗の旗地は、南京に所在した北

洋政府系の統治権力により整理されることになった。まず①南京城内旗地ならびに②南京城外旗地は、公産として接收された。接收された土地は、旧旗地として保全・管理され、収入の一部が旗人の生計保護に充当された。次に③萬春湖牧地は、革命後も清代の状態が維持され、民間の手で開発が進められた。1915年、開発を請け負っていた企業に、土地を払い下げ、徴税対象とする措置が取られた。その際も、納入された地価の一半は、旗人生計の用に供すると規定された。しかし実際は、軍事費に流用されてしまったという。最後に④八卦洲は、革命後も旗人の私産であることが認められ、彼らの権利は保全されることになった。このように北洋政府時代は、南京城内外の旗地は原則的に公産とされる一方で、旗人の権利が、生計保護という特殊な権利として認められていた。加えて八卦洲のように、旗人の権利が認定された私産も存在していたのである。

国民政府期（1927～37年）に入ると、新たに成立した南京市政府は、旗地の公有化を企図した<sup>5</sup>。その背景には、近代的な土地所有制度を確立するために、土地の重層的権利を整理する必要があったことなどが挙げられる。当時の旗地には、次のような三種類の権利が重なりあっていた。一つ目は、収租権と呼ばれた、佃戸より租を徴収する権利である。これは北洋政府時代に、北京の中央政府が、旗人が清朝から与えられた旗地に対する権利は、自由に土地を処分する権利ではなく、単に佃戸より租を徴収する権利である、という見解を示したことによる。そして表向きは、革命後旗人の収租権は失効したとみなされた。しかし実際は、彼らの生計を守るため、革命後もその権利が暫定的に認められていたのである。二つ目は、清代に旗人が共同で購入した土地に対して認められた、私産としての権利である。これには、八卦洲が相当する。三つ目は、開墾した土地に認められた権利である<sup>6</sup>。しかし南京市政府は、このような旗地の曖昧かつ重層的な権利関係の一切を否定した。そのため、旗地の権利をめぐる争いが起こった。このような状況下で、新たに旗地の管理を担うことになった南京市政府土地局が、整理を引き継ぐことになったのである。

## 2. 南京旗地関係档案

今年度の台湾調査では、南京旗地関係の档案を、国史館と中央研究院（近代史研究所档案館・人文科学連合図書館）で収集した。それらの多くは、国民政府期に実施された旗地整理の過程で作成されたものである。以下、収集した档案の概要を述べる。

### (1) 国史館

旗地関係の档案は、大きく四種類に分けて整理・保存されている。四種類とは、Ⅰ. 国民政府档案、Ⅱ. 行政院档案、Ⅲ. 内政部档案、Ⅳ. 前南京市政府档案である。その内訳を記したものが、次頁の表1である。

<sup>5</sup> 北洋政府時代の1921（民国十）年以來、南京では旗民生計処が旗地の管理を行っていた。この状態は、国民政府による南京占領後も引き継がれ、それは1929（民国十八）年に南京市政府土地局が成立するまで続いたようである。

<sup>6</sup> 山本真は、収租権、私産に対する権利の様子から、旗人が旗地に対する業主権、場合によっては民地と同様の業主権や佃耕権を保有していたと考えている [山本 2006、p.42]。

表 1. 国史館蔵、南京旗地関係档案

档案番号 <sup>7</sup>	種類	名称	旗地	起年
001 000004582A	国民政府	南京市八卦洲收回自辦	八卦洲	1928
001 000004855A	国民政府	南京市城外八卦洲界務糾紛	八卦洲	1927
(旧)064 366	行政院	南京市党部征收南京八卦洲租稅	八卦洲	1944
014 000002435A	行政院	南京市有旗地处理辦法	一般	1946
(旧)125 1122	内政部	南京市市民萬振業声請受讓旗地登記他項權利	城内	1948
(旧)126 044	内政部	行政院秘書処書請派員會審請理南京旗地案	(未見)	(未見)
(旧)126 053	内政部	南京市政府請示：京市旗地究属国有抑市有	一般	1948
(旧)126 447	内政部	衛生部請收用黃浦路西旗地建模範軍医院	(未見)	(未見)
(旧)126 460	内政部	南京市農協會收用漢人所買旗產照漢產議給地佃	(未見)	(未見)
(旧)126 665	内政部	南京市府征收下関小桃園旗地	(未見)	(未見)
(旧)321 128	前南京市	市旗地政局等	城内	1936
(旧)321 254	前南京市	本局旗地等	城内	1936
(旧)321 1223	前南京市	八卦洲統計表	八卦洲	不明

※「旗地」欄にある「一般」は、全旗地を対象とするものであることを示す。

## I. 国民政府档案

国民政府档案とは、総統府（国民政府の後身）から移管された、1925（民国十四）年 7 月から 1948（民国三十七）年 6 月までの档案である。それは、総類・行政・内政・外交・国防・財政・経済・教育・交通・主計・人事・衛生・新聞・司法・考試・監察・僑務・党務・政党・府務・其他の二十一に分類されている。土地行政に関するものは、内政に含まれる [川島 1994, pp.96-99 / 国史館審編処 2003, pp.3-9]。南京の旗地については、八卦洲に関する次の二件がある。

- ◆《南京八卦洲收回自辦》：旗民総代表である承厚らが、国民政府に対して、南京市政府が管轄することになった八卦洲を、自らの手に取り戻して開発できるよう請願したものの。なお請願は、却下された。
- ◆《南京市城外八卦洲界務糾紛》：後述の「3. 八卦洲の開発と旗人の権利」を参照。

## II. 行政院档案

大陸時代の档案と、渡台以降のもののうち、既に失効して行政上不要になっている档案とが収められている。つまり、1929（民国十八）年 2 月～1974（民国六十三）年 6 月の期

<sup>7</sup> 従来国史館では、原件もしくはマイクロフィルムで档案を閲覧していた。近年デジタル化が進められ、例えば国民政府档案は、既に閲覧室に設置されているコンピューター画面上での公開となっている。またデジタル化に伴い、档案番号も新しいものに変更されている。なお表中で（旧）を付した档案番号は、調査を行った 2007 年 12 月段階で、デジタル化されていなかったため、もとの番号を記したものである。今後、順次デジタル化されていくため、档案番号の変更に注意されたい。

間の档案である。行政院档案は、総類・主計・人事・行政・内政・外交・国防・財政・教育・司法・経済・交通・衛生・蒙蔵・僑務の十五に分類されている。土地行政に関するものが内政に、徴税関係のものが財政に含まれている [川島 1994, pp.99-100/国史館審編処 2003, pp.17-23]。南京の旗地については、内政に次の二件が収められている。

- ◆ 《南京市党部征收南京八卦洲租税》：汪政権時代の 1944 年、国民党の南京市党部主任委員の卓衡之が、八卦洲から税を徴収するために行った提案。記述された情報量が少ないため、詳しい内容については不明な点が多い。
- ◆ 《南京市有旗地处理辦法》：南京市の旗地を整理するための法規である「南京市市有旗地处理辦法」、「南京市促進市有公地利用暫行辦法」の制定に関わるもの。財政部・地政署などの関係各機関による法規修正についても記されている。

### Ⅲ. 内政部档案

内政部の大陸時代における档案で、対象期間は 1932（民国二十一年）年～1948（民国三十七）年である。档案は、人事・警政・劳工・総務・社会・地政・民政の七類に分類されている。土地行政に関するものは、地政類に含まれる [川島 1996, p.100/国史館審編処 2003, pp.37-42]。ここでは、調査期間中に閲覧することができた二件を紹介する。

- ◆ 《南京市市民萬振業声請受讓旗地、登記他項權利》：旗地の他項權利に関するもの。土地の他項權利（地上権・抵応権・典権等が想定される）を有していた王海傑が死亡し、その權利が妻である王黄氏に移った。しかし王黄氏は、その權利を登記できないまま死去した。本档案は、王黄氏の死後、法律上未登記の土地を譲り受けた萬振業が、登記申請を行う際に作成されたものである。
- ◆ 《南京市政府請示：京市旗地究属国有抑市有》：南京市政府が、市有の旗地を国有に改めることを中止するよう提案した案件。最終的には、旗地が市有となった経緯に鑑み、これまで通り市有とされた。

### Ⅳ. 前南京市政府档案

大陸時代の南京市政府による、土地行政に関する档案を中心に整理したものである。整理した結果は、『前南京市政府運台地籍及文件移交档冊』と名付けられた目録にまとめられている。江心洲地籍図<sup>8</sup>・他項權利に関する資料も、ここに含まれる。

- ◆ 《市旗地政局等》：他項權利のうち、旗地に関するものが収められている。内容は、登記目録／登記囑託書／測量隊通知単／旗産登記審査用図（青焼き）／審査結果の報告書／声請分件収摺／土地登記案／土地他項權利登記声請書／清代の契約書／百分の一利用旗地図（青焼き）／補正手続き関係、である。

---

<sup>8</sup> 江心洲地籍図については、大坪他 2007 を参照。

- ◆《本局旗地等》：内容は、《市旗地政局等》とほぼ同じである。他項権利の「存根」も収められている。「存根」の形式は南京市街区のそれと同一である<sup>9</sup>。
- ◆《八卦洲統計表》：地図の一部分と考えられる。三枚で構成される。縮尺は二千五百分の一。ただし保存されている三枚には、図の部分はほとんど残っておらず、記載の大部分は凡例、および段・号・使用地類（地目）・面積を記した表で占められる。そのため、資料の整理時に「地図」ではなく、「統計表」と名付けられたものと思われる。表中の面積が、小数点第二位まで記されていることから、この地図は絵図ではなく測量図であると推察される。

## (2) 中央研究院

旗地に関する資料として、八卦洲を対象とした档案ならびに地図が保存されている。収蔵場所は、近代史研究所档案館と人文科学連合図書館である。

## V. 経済档案（近代史研究所档案館所蔵）

- ◆《南京市政府辦理八卦洲三次放墾》：経済档案として、整理・保存されている。これは、表題および1937(民国二十六年)～1946(民国三十五年)7月という起訖年月から<sup>10</sup>、汪政權時代に行われた八卦洲の第三次開發に関する档案と推測できる。ただし破損がひどいため、現時点では閲覧不可となっている。なお、本档案はデジタル化の際に、補修できる可能性があるとのことである。

## VI. 地図档案（近代史研究所档案館所蔵）

旗地を対象として作成されたものではないが、八卦洲を描いた地図が収蔵されている。特に有用なものとしては、《各省分幅地形図江蘇省南京市》がある<sup>11</sup>。これは、1947～48年頃作成と考えられる一万分の一地形図である。P/11-A-1・A-3～A-8・A-11～A-12の九幅に、八卦洲が描かれている。地形図の詳細は、大坪他2007を参照されたい。

## VII. 地図（人文科学連合図書館所蔵）

- ◆《南京市街近傍図》：日本の陸地測量部、参謀本部支那派遣軍測量班が作成した地図を、戦後、国民政府の内政部地政司が接收・保管していたもの。1937（昭和十二）年8月に製版・発行、1940（昭和十五）年2月に複製された。地図にはグリッドがあり、右下に「本図ノ方眼ハ一<sup>キロメートル</sup>ニ応スル距離方眼ナリ」と書かれている。縮尺は二万五百分の一。地図の上部に、八卦洲の南半分が描かれている。そこには、1930年代後半の地名が詳しく書き込まれている。

<sup>9</sup> 南京市街区の他項権利については、本ニューズレター所収の田口宏二朗「南京国民政府期の土地登記と『他項権利』」を参照されたい。

<sup>10</sup> 中央研究院近代史研究所档案館（編）『経済档案函目彙編』第三冊、1994年、p.96、行政院水利委員会・南京市、25-00-71.2を参照。

<sup>11</sup> 中央研究院近代史研究所档案館（編）『近史所档案館蔵中外地圖目錄彙編』第一冊、1991年、pp.405-407、P/11 江蘇省を参照。

### 3. 八卦洲の開発と旗人の権利

八卦洲が、北洋政府時代（1912～26）に旗人の私産として認められていたことは、先述した通りである。しかし具体的な開発状況、開発に伴う権利関係の異動については、ほとんど分かっていない。また当該時期の開発を、国民政府がどのように引き継いでいくのかについても不明な点が多い。そこで以下では、まず『南京市政府公報』所収の記事<sup>12</sup>、地政学院の学生による調査報告『八卦洲土地利用調査』<sup>13</sup>を用いて八卦洲の概況、国民政府成立後の開発史をまとめる。その上で、今回の調査で収集した档案の一つである《南京市城外八卦洲界務糾紛》から、北洋政府時代の開発に伴う旗地の権利に関わる部分をみてみよう。

#### (1) 八卦洲概況

八卦洲は、明代には既に形成されており、「鐵練鎖孤洲」と俗称されていた。この地は、蘆草が生えるだけの荒灘であった。そのため辛亥革命以前に、開墾を試みた者がいないわけではないが、その成果は乏しかった。洲は清代にも拡大し続け、乾隆年間に、江寧駐防八旗の旗人が共同で購入、私産とした。以後、八卦洲の蘆柴は、「旗民公共生計之資」にあてられることになった。

1921（民国十）年、江句浦六沙田分局の調査により、八卦洲の総面積は 85,365 畝であることが判明した。『八卦洲公所 民国三十六年五月份戸口統計』によると、1947 年の八卦洲は、周囲が約 27.5km、住宅戸数は 2,000 戸余り、人口は 12,000 人程度であった。居住者は、その大半が安徽省無為県の出身者で構成されており、次に多いのは江蘇省六合県の出身者であった。八卦洲には、戦前の国民政府期における開発により、頭歩、二歩、南・北三步という新たな開墾地があった。新開墾地の内訳は、「種植地」50,900 餘畝、地方興学に資するための「学校地」100 餘畝、市場を建設するための「商場地」90 餘畝、牛馬が草をはむ「牧牛場」280 餘畝だった。

市場は、上壩と下壩の二つがあった。上壩は洲の北側にあり、対岸の江北には全国的に有名な水泥科学工廠が建設されていた。上壩は八卦洲管理所、八卦洲郷公所、八卦洲警察所、市立上壩小学校の所在地であった。下壩は洲の南側にあり、対岸の江南には、樓霞山・燕子磯という景勝地があった。下壩には小学校、下壩警察所が置かれていた。

八卦洲では、上壩・下壩・雙柳・復興河に、市立小学校が四校あった。小学校のない地域には、「書塾」が存在していた。しかしその数は、需要を満たすものではなかった。この他、農業学校・農民教育館・書報社・運動場もあったが、いずれも数が不足していた。そのため 1940 年代後半には、「地方公益人士」により建設が進められていたという。

主要な産物には、大麦・小麦・とうもろこし・大豆・小豆・緑豆があった。また芝麻・そらまめ・アブラナ・綿花・稲も栽培されていた。副産物としては、蘆柴・雑草があった。

<sup>12</sup> 使用したのは、「籌議改良八卦洲洲地」『南京市政府公報』4-4、1948 年、p.37／「八卦洲墾佃概況」『南京市政府公報』4-4、1948 年、pp.89-90 である。

<sup>13</sup> 李文琥『八卦洲土地利用調査』（中国地政研究所叢刊 56：蕭錚（主編）民国二十年代中国大陸土地調査資料、台北、1977 年所収）。なお、原著が書かれた年は、奥付がないため不明である。本文所載の統計などから、1934～37 年頃と推察される。



この他、河川に囲まれた区画では、菱・レンコンを植え、魚を養殖していた。佃農は、わずかではあるが豚・牛・羊・鶏・鴨・鵝も飼っていた。

## (2) 国民政府成立後における八卦洲開発の歴史

1926（民国十五）年、国民党軍が南京を占領し、旗地を接收した。翌1927年、南京特別市が成立すると八卦洲は市有となり、旗民生計処洲務股の管理下に入った。そして、洲内の老官房の地に、管理処が設置された。旗人の私産であった八卦洲を市有にするという措置は、市が旗人救済のために多額の資金を供出していることを理由に正当化されていた。次節で紹介する《南京市城外八卦洲界務糾紛》は、この措置に対する紛糾に関わるものである。

1929（民国十八）年に、市政府は本格的な八卦洲の開墾に着手した<sup>14</sup>。市政府が行政院に提出し許可を得た開墾計画によると、30,000 畝の開墾を予定していた。開墾の結果、28,700 餘畝の土地が開かれた。開墾された土地は頭歩と呼ばれ、「乾・坎・艮・震」などの字号に編成された。開墾には、安徽省無為県の人民が従事した。

1930（民国十九）年3月、八卦洲は土地局の管理下に入り、さらに翌1931年1月に、財務局の管理下に移った。この年、新管理処が「■（車偏+它）瓣【文字鏡で挿入】路街」に建設された（日中戦争時に破壊される）。また頭歩の開墾に伴う堤防工事も完成した。

1936（民国二十五）年、二歩の開墾が許可された。その結果、9,000 餘畝の土地が開かれ、「巽・離・坤・兌」の四字号に編成された。また二歩の堤防工事が、同年に起工され、翌年完成した。続いて、南三步・北三步が開墾された。それにより、合計7,000 餘畝の土地が開かれ、「元・亨・利・貞」の四字号に編成された。南・北三步でも、同年に築堤に入ったが、完成を見ないまま、日中戦争に突入することになった。

日本占領時代の1937年冬～1945年夏の間は、戦後に南京市政府が行った報告によると、汪政府が、洲産整理処を設置して八卦洲をその管轄下に置いたが、各歩の公地・牧牛場などでは開墾が放棄され、土地は荒れ草が茂り、管理が困難になっていたという。この時期は、相前後して南三步に3,000 餘畝、北三步に4,700 餘畝の土地が開墾された。その際に地界が変更され、従来の「元・亨・利・貞」の字号が取り消された。

戦後の1947（民国三十六）年1月14日、経財政局が関係機関を集め、八卦洲で機械農業を実施し、合作農場を作ることについて議論した。その結果、九機関が共同で準備・計画にあたること決められた。九機関とは、農林部農業推广委員会、農林部農墾機械物資管理処、中国農民銀行、中央合作金庫、行政院善後救済委員会、農林部農田水利工程処、地政部土地利用司、中央大学・金陵大学の両農学院である。その後、農業推广所が実施計画を文書化した。そこでは機械による開墾・耕作を実施する一方で、合作農場を組織することを原則にするとされていた。加えて、農林部農田水利工程処が実地調査を行い、水利施設の状態を調べることになった。この準備期間中の経費は、南京市政府と農業推广所が

<sup>14</sup> 1948（民国三十七）年時点での八卦洲の開墾地は、頭歩28,000 餘畝、二歩9,000 餘畝、南三步6,000 餘畝、北三步8,000 餘畝、外灘1,000 餘畝とされている（『南京市政府公報』4-4、1948、p.77）。

負担することになった。こうして立てられた計画は、審査・決定の後、直ちに実施される運びとなっていた。

### (3) 《南京市城外八卦洲界務糾紛》にみる北洋政府時代の開発と権利関係

《南京市城外八卦洲界務糾紛》に含まれる档案は、表2の通りである。これには、1927（民国十六）年7月～同年10月までの案件が収められている。

表中の資料は前述のごとく、国民政府期の南京市政府による、八卦洲の市有地化に端を発する紛糾に際して作成されたものである。そこには旗人が、自身の権利を守るべく、八卦

表2. 《南京市城外八卦洲界務糾紛》の構成

No	番号	種類	名称	備考
0	1-9		(目次)	
1	10-11	呈	何無文派孫斌武装接收八卦洲管理局	
2	12-20	呈	何無文以市政府名義武装接收八卦洲管理局	
3	21-22	呈	殷石笙・章杰率武装水警将八卦洲辦事処職員逮捕監禁	
4	24-26	呈	八卦洲応帰市有問題亟待解決	23 欠
5	27-29	呈	八卦洲応画入南京市	30 欠
6	31-36	呈	八卦洲管轄問題擬具省市画分権限意見	No. 4 /1No.5 の概要
7	37-38	呈	開放南京旗民私産八卦洲沙田	
8	39-41	呈	開放南京旗民私産八卦洲沙田擬具募債辦法	
9	42-145	公函	八卦洲管轄問題	43 欠
10	146-148	函	画分南京市行政範圍	
11	149-154	呈	殷石笙接管八卦洲管理局經過	
12	155-157	指令	殷石笙接管八卦洲管理局經過	
13	158-164	呈	将八卦洲建設模範村以護民業	
14	165-168	公函	将八卦洲建設模範村以護民業	
15	169-171	呈	建設八卦洲模範村辦法	
16	172-179	呈	劉昌言建設八卦洲模範村辦法係假名図利	
17	180	呈	八卦洲農工旗民代表劉昌言控劣紳承恩霸佔旗民灘地	表紙のみ
18	181-183	公函	八卦洲農工旗民代表劉昌言控劣紳承恩霸佔旗民灘地	
19	184-186	批	八卦洲農工旗民代表劉昌言控劣紳承恩霸佔旗民灘地	
20	187	呈	前八卦洲管理局局員胡漱白等呈為無辜被押請依法核辦	表紙のみ
21	188-190	公函	前八卦洲管理局局員胡漱白等呈為無辜被押請依法核辦	
22	191-193	批	前八卦洲管理局局員胡漱白等呈為無辜被押請依法核辦	
23	194-195	公函	前八卦洲管理局局員胡漱白等呈為無辜被押請依法核辦	

※「No」は、筆者が本稿執筆の便宜上つけたもの、「番号」は档案番号の下位分類である。

洲の来歴・開発過程など様々な角度から行った主張が確認される。そのため、北洋政府時代の八卦洲開発史、それに伴う権利の異動を考察する上で興味深い資料となっている。以下に掲げる劉昌言が国民政府に提出した呈文も、そのような資料の一つである。劉昌言とは、旗人とともに八卦洲を開発するために江淮実業公司を設立し、その総代表を務めていた人物である。

No.8 江淮実業公司総代表劉昌言「開放南京旗民私産八卦洲沙田擬具募債辦法」1927（民国十六）年7月30日／国民政府秘書処が同年8月1日に受領

（前略）竊南京旗民公共私産八卦洲、本係上等沙田。前因新漲灘地七万餘畝、被劣紳承恩拋為私有、隱匿不報、聽其荒棄、逾限多年、旗民全体久已喪失報領之權利。經由昌言於民国八年具狀舉發、繳價報領、照章應歸昌言優先承領開墾、曾奉明文。後因江寧八旗二十四甲一千三百零二戸四千三百五十三口全体代表人等、一致請求昌言、將新漲報領權、仍讓歸旗民、由旗民公共報領後、將全洲新旧灘地承租與昌言、招集墾戸、共同組織公司、集資建設新村、以便旗民農工共同墾種、自立生計。疊經旗民全体呈報部省、有案。（後略）

【和訳<sup>15</sup>】 思いますに、南京の旗民が共同所有の私産としている八卦洲は、もとより上質の沙田です。以前に新しくできた灘地 70,000 餘畝が、劣紳の承恩によって占拠・私物化されてしまい、〔承恩が、新しい灘地の存在を〕 隠して〔政府に払い下げを〕 願い出なかったために、〔その地は〕 荒れ、〔政府が願い出を受け付ける〕 期限もとうに過ぎてしまい、旗民全体はすでに〔払い下げを受ける〕 報領権を失って長い時間が経過していた。既に〔私こと劉〕 昌言が、民国八（1919）年に訴状を出して〔承恩の〕 悪事を告発し、代金を支払って〔その地の〕 払い下げを受けられるようお願い出していたので、法規にある通り私（劉昌言）が優先して〔八卦洲の〕 払い下げを受けて開墾すべきである〔という判断を〕、かつて明文にて受け取っております。その後江寧八旗二十四甲 千三百二戸 四千三百五十三口 全体代表人らが、一致して私（劉昌言）に、新しい灘地の報領権を元通り旗民に譲るよう求めてきたので、旗民が共同で払い下げを受けた後、全洲の新旧灘地を私（劉昌言）が承租し、開墾する農工を募集し、〔旗人と〕 共同で公司を組織し、資金を集めて新村を建設し、旗民・農工が共同で開墾・耕作して生計を自立できるようにしようとしてしました。さらに既に旗民全体は、北京の中央政府と江蘇省政府に、呈文を提出してあります。

1919 年、八卦洲の新しい灘地に対する報領権（払い下げを受ける権利）は、旗人から劉昌言に移っていた。しかし旗人の請求により、劉昌言は新灘の報領権を一旦旗人に戻した上で、新旧の灘地を一括で承租した。そして承租を受けた劉昌言が、総代表として江淮実業

<sup>15</sup> 和訳における（ ）は、筆者による言い換え、〔 〕は同じく文意を明確にするための補足である。

公司を組織し、公司に旗人も参加する形で、八卦洲を開発することになったという。

次に旗人が、劉昌言と時をほぼ同じくして国民政府に提出した呈文を見てみよう。そこでは、上記した国民政府期の権利関係が以下のように記されている。

No.7 江蘇江寧旗民文杰等「開放南京旗民私産八卦洲沙田」1927（民国十六）年 7 月 29 日／国民政府秘書処が同年 8 月 1 日に受領

（前略）民国九年、全体一千三百零二戸、一致行使所有権、将全洲永租與現西北国民軍總司令部參贊劉昌言、訂簽約拋。由劉昌言組織江淮実業公司、推姚礼庭為墾務總經理。招募農工六千七百人、旗民每戸亦出壯丁一人、共為八千人。擬一同上洲、預備平均分地、由劉昌言担任集資築圩、建設新村、实行墾種、使貧農・旗民均得各自樹立、各自生産。合同訂定後、上呈京部及省署、備案。（後略）

【和訳】民国九（1920）年、〔江寧八旗〕全千三百二戸は、足並みをそろえて所有権を行使し、〔八卦洲の〕全洲を西北国民軍總司令部參贊の劉昌言に永租し、契約書を交わした。劉昌言は江淮実業公司を組織し、姚礼庭を推薦して墾務總經理とした。農工 6,700 人を募集し、旗民も每戸壯丁一人を出して、合計 8,000 人とした。〔募集した農工と旗民の壯丁が〕共同で〔八卦〕洲を耕作し、平均分地に備えるために、劉昌言が資金を集めて堤防を築くことを担当し、新村を建設して、開墾・耕作を行うことによって、貧農・旗民それぞれが自立して、〔農業〕生産を行わせるよう提案した。〔旗民と江淮実業公司〕は契約書を交わした後、北京の中央政府と江蘇省政府に提出し、記録にとどめられております。

旗人の主張によると、1920 年の段階では、八卦洲の旗地に対する権利は、旗人が所有権を持っていた。旗人は、劉昌言が組織する江淮実業公司と契約を交わし、公司へ永租権を与えた。そして公司により、八卦洲の開発が進められることになった。ここでは、劉昌言が資金を集めて築堤し、新村を建設することになっていた。ここから、旗人が報領（払い下げ）後に得た所有権の中から、永租権が劉昌言に移っていることが分かる。

それでは所有権は、永租権の他に何によって構成されていたのだろうか。旗人が江淮実業公司に永租権を与える際に交わした契約書である『出租八卦洲情願書及合同』<sup>16</sup>には、「八卦洲上利権、屬於乙（江淮実業公司—引用者註）地上権、仍屬於甲（江寧八旗—引用者註）永遠保留八旗公共私産名義」という記述が見られる。またそこで、地上権は「処置洲地上一切事宜」の権利と定義されている。ここから、洲上の一切の権利である地上権と、No.7 の史料に見られる永租権とが、同義だったことが分かる。そして、所有権は土地に対する名義と地上権から成っていたと考えられるのである。

<sup>16</sup> 档案番号：001 000004855A、下位分類番号：78。No.9「八卦洲管轄問題」に収録されている。契約書は、甲ごとに全旗人が署名をし、各戸の口数も記してあって興味深い。

以上二つの資料から、1920年代の八卦洲の旗地に対する権利は、旗人が土地の名義、劉昌言の組織する江淮実業会社が永租権（地上権）を持っていたことが分かる。開発にあたる江淮実業公司そのものが、劉昌言と旗人とが共同で組織したものであった。そして洲内には、土地の名義を持つ旗人が自ら出す壮丁に耕作させた土地がある一方で、永租権を持つ江淮実業会社が募集した農工（安徽省無為県出身者が多いと目される）が耕す土地が存在したのである。

## おわりに

以上、台湾で収集した民国期の南京における旗地関係档案について概観してきた。閲覧・入手した資料の多くは、旗地に対する錯綜した伝統的権利関係を整理し、一元化する過程で作成されたものである。中でも八卦洲を対象とした資料は、旗地整理の過程から、旗人の持つ旗地に対する権利関係のみならず、八卦洲の開発史を考察する上でも興味深い情報を提示してくれる。

この八卦洲を対象とした資料の検討が、筆者にとっての当面の課題となる。その理由には、比較的まとまった分量の文字資料が存在することに加え、二種類の地形図を利用することで、八卦洲の経年変化を追えることが挙げられる。また、このような資料状況は、同じく長江に浮かぶ沙洲である江心洲との比較も可能にする<sup>17</sup>。旗地における名義・永租権の関係と江心洲における業権・佃権のそれとの異同、開発史など様々な視点から両沙洲を検討することにより、民国期の南京を中心とする社会の実像が垣間見えてくるのではないだろうか。

## 文献目録

大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗

2007「台湾収集の地形図および地籍図について—その分析・活用と資料的価値—」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2, pp.121-140.

片山 剛 2007「江心洲地籍図をどう読むか—業権・佃権および開発史—」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2, pp.157-169.

川島 真 1994「中華民国国史館蔵档案の概況」『近きに在りて』25, pp.95-107.

山本 真 2006「中華民国期、南京市における旗人生計保護と旗地の整理（1912-1937）」『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』pp.17-50（平成14～17年度科学研究費報告，研究代表者：楠木賢道）

国史館審編処(編)2003『国史館蔵史料概述』台北，国史館。

馬学強 2005「東南の旗營与旗地問題」郭太風・廖大偉(主編)『東南社会与中国近代化』上海，上海古籍出版社，pp.110-128.

---

<sup>17</sup> 八卦洲と江心洲は、ともに民国期に入ってから本格的な開発が進み、かつ開発に従事した人の大半が安徽省無為県の出身者であったことなど、多くの共通点を持つ。なお、江心洲の開発史については、片山2007を参照されたい。